

加古川市監査委員	井ノ口 淳 一
加古川市監査委員	船 江 恒 平
加古川市監査委員	木 谷 万 里
加古川市監査委員	岡 田 妙 子

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項及び加古川市監査基準第20条の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

上下水道局（経営管理課、お客さまサービス課、施設課、配水課、下水道課）及び教育指導部（社会教育課、学校教育課、教育支援課、文化財調査研究センター、少年自然の家、中央図書館）において、令和6年度から7年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和7年12月2日から令和8年2月18日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。